

## 消防設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、愛媛県立図書館（松山市堀之内）の消防設備の保守点検業務について規定する。

### 1 業務名

愛媛県立図書館 消防設備保守点検業務

### 2 業務内容

愛媛県立図書館（松山市堀之内）にて次の業務を実施する。（詳細は別紙のとおり）

- (1) 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検業務
- (2) 消防庁が定める自家発電設備の点検基準に基づく予防保全

### 3 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

### 4 実施要領

- (1) 受託者は、設備を安全かつ最良の状態に維持するとともに、不測の事故や故障にあたっては、直ちに修理等適切な処置を講じなければならない。
- (2) 保守点検を行った結果、受託者の判断により必要と認める場合は、消耗品的部品は取り替えるものとし、また修理を要する状況の場合は、受託者の報告に基づき、協議のうえ対策を講じるものとする。

### 5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、測定機、その他保守点検業務に必要な器材、物品等は乙で調達すること。

### 6 一般事項

- (1) 保守点検業務は、必要に応じ甲の立会を受けて実施すること。
- (2) 保守点検業務の実施については、乙は図書館の業務に支障のないよう事前に甲に協議し、承認を得るものとする。
- (3) 保守点検業務が計画期間内に完了しないときは、甲の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲と協議のうえ実施する。

### 7 保証

保守点検完了後、この保守に起因する不具合が生じた場合は、乙は速やかに無償修復を行うこと。

### 8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で設備の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。